

一般社団法人日本原子力学会細則

平成25年6月21日 第3回総会一部改定

(総則)

第1条 一般社団法人日本原子力学会定款（以下「定款」という）を実施するために必要な事項は、この日本原子力学会細則（以下「細則」という）に定めるところによる。

(入会)

第2条 本会に入会する者は、定款第3条に掲げる目的および第4条に掲げる事業に賛同する者とする。

2 本会に入会する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、細則第4条に定める会員資格に相当する入会金ならびに会費を添え、次の手続きを経て申し込みをしなければならない。

- (1) 正会員は、正会員1名の推薦を必要とする。
- (2) 学生会員は、学科長や指導教官等による証明を必要とする。

(賛助会員)

第3条 賛助会員がその代表者を変更したときは、すみやかに届け出をしなければならない。

2 賛助会員である企業または団体が分離し、または他の団体と合併したときは、すみやかに届け出を行い、会員資格の承継などについて必要な手続きをとるものとする。

(会費等)

第4条 入会を承認された正会員は、入会金2,000円を支払わなければならない。

2 会員は、下記の年度会費を当年度の4月末日までに納入しなければならない。

- (1) 正会員（年額） 10,000円
- (2) 学生会員（年額） 5,000円
- (3) 賛助会員（年額） 1口につき50,000円

3 年度途中（入会希望月10月以降）で新たに入会した正会員・学生会員の初年度会費は半額とする。

4 入会金、年度会費について、特別事情が生じた場合は、理事会の決議により、当該特別事情の範囲内において変更することができる。

5 会員が除名・退会その他の事由によって会員資格を失ったときは、すでに納めた入会金および会費の返還をもとめることができない。

(役員候補者)

第5条 理事会は、総会に諮る役員（理事および監事）候補者案を作成する。

2 その具体的手続きは、理事会において別に定める。

(常置委員会)

第6条 定款第3条の目的の達成および第4条の事業を執行するために、理事会の決議により常置委員会（以下「委員会」という）を設置することができる。

2 委員会の運営は、委員会規程による。

（支部）

第7条 定款第3条の目的の達成および第4条の事業を執行するため、定款第38条の規定に基づき支部をおくことができる。

2 会員はその連絡先として指定した、居住地または勤務先が所在する都道府県が属する支部の会員となる。

3 支部の運営等に関する事項は、別途定める規約による。

（部会）

第8条 定款第3条の目的の達成および第4条の事業を執行するために、理事会の決議により専門分野別の部会（以下「部会」という）を設置することができる。

2 会員は定められた手続きにより部会に参加することができる。

3 部会の運営に必要な経費は、別に定めるところにより、参加者より部会費として徴収することができる。

4 部会の運営等に関する事項は、部会規程ならびに別途定める規約による。

（連絡会）

第9条 定款第3条の目的の達成および第4条の事業を執行するために、理事会の決議により連絡会を設置することができる。

2 会員は定められた手続きにより連絡会に参加することができる。

3 連絡会の運営に必要な経費は、別に定めるところにより、参加者より連絡会費として徴収することができる。

4 連絡会の運営等に関する事項は、別途定める規約による。

（専門委員会）

第10条 定款第3条の目的の達成および第4条の事業を執行するために、理事会の決議により専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会の運営等に関する事項は、別途定める規程による。

（臨時委員会等）

第11条 会長は、調査審議その他重要な会務執行のため必要と認めるときは、理事会の決議を経て、臨時委員会等を設置することができる。

2 臨時委員会等の運営等に関する事項は、別途定める規程による。

（会誌その他刊行物）

第12条 本会は、日本原子力学会誌、Journal of Nuclear Science and Technology（英文論文誌）、日本原子力学会和文論文誌等の定期刊行物を発行する。

- 2 本会は、理事会の承認を得て、定期刊行物以外に有益と認められる出版物の刊行や、その他の手段による情報の提供を行うことがある。
- 3 学会誌は、会員に1部を配布する。ただし、賛助会員などへの配布方法は、別に定める。
- 4 その他の刊行物の配布方法ならびに情報の提供方法は、これを理事会で定める。

(年会・大会、講演会)

- 第13条 本会は、理事会の承認を経て、春の年会と秋の大会を開催し、講演、見学等を行う。
- 2 本会は、講演会、講習会、講義会、座談会等を開催する。

(謝状、表彰、助成)

- 第14条 本会に金銭または物件を寄付した者には、謝状を贈呈し、学会誌に記載する。
- 2 本会に多大の功績があったと理事会が認めた者には、謝状等を贈呈することができる。
 - 3 本会は、原子力および放射線関連分野に関する貴重な研究論文を発表した者、顕著な技術的功績のあった者、若い優秀な会員を、理事会で審議の上、これを表彰することができる。

(変更)

- 第15条 本細則の変更は、理事会および総会の議決による。

附則

- 1 本細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立登記の日から施行する。
- 2 改定履歴
 - ① 平成22年6月18日 第52回通常総会決定
 - ② 平成23年4月1日施行
 - ③ 平成23年6月17日 第1回総会一部改定

以上